○農林水産省告示第千四百四十三号

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成十八年農林水産省令第五十九号）第十二条第一項の規定に基づき、平成二十五年度に交付する農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第四条第一項の交付金に係る同令第十二条第一項の農林水産大臣が定める対象農産物の単位面積当たりの標準的な収入額を次のように定める。

平成二十四年五月二十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局経営政策課、地方農政局、北海道農政事務所、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センター並びに内閣府沖縄総合事務局に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百三十号

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第百五号）の一部の施行に伴い、並びに租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第五条の七第二項第二号、第二十条の二第二項第二号及び第二十二条の二十四第二項第二号の規定を実施するため、租税特別措置法施行規則第五条の七の二第二項第二号等の規定を実施するための経済産業大臣の行う確認に関する手続を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年五月二十九日

経済産業大臣　枝野　幸男

租税特別措置法施行規則第五条の七の二第二項第二号等の規定を実施するための経済産業大臣の行う確認に関する手続を定める件の一部を改正する告示

租税特別措置法施行規則第五条の七の二第二項第二号等の規定を実施するための経済産業大臣の行う確認に関する手続を定める件（平成二十三年経済産業省告示第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

題名中「第五条の七の二第二項第二号等」を「第五条の七の二第二項第二号等」に改める。

第一条中「第五条の四の二第五項第二号」を「第五条の四第六項第二号」に、「第二十七条の五の二第四項第二号」を「第二十七条の五第六項第二号」に、「第三十九条の四十の二第三項第二号」を「第三十九条の四十第三項第二号」に改める。

様式中「第５条の７の２第２項第２号」を「第５条の７第２項第２号」に、「第20条の２の２第２項第２号」を「第20条の２第２項第２号」に、「第22条の23の３第２項第２号」を「第22条の24第２項第２号」に、「第５条の４の２第５項第２号」を「第５条の４第６項第２号」に、「第27条の５の２第５項第２号」を「第27条の５第６項第２号」に、「第39条の40の２第３項第２号」を「第39条の40第３項第２号」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○経済産業省告示第一一号

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第百五号）の一部の施行に伴い、並びに租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第五条の七の二第二項第一号、第二十条の二第二項第一号及び第二十二条の二十四第二項第一号の規定を実施するため、租税特別措置法施行規則第五条の七の二第二項第一号等の規定を実施するための経済産業大臣の行う確認に関する手続を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年五月二十九日

経済産業大臣　枝野　幸男

国土交通大臣　前田　武志

租税特別措置法施行規則第五条の七の二第二項第一号等の規定を実施するための所管行政庁の行う確認に関する手続を定める件の一部を改正する告示

租税特別措置法施行規則第五条の七の二第二項第一号等の規定を実施するための経済産業省国土交通省告示第四号）の一部を次のように改正する。

題名中「第五条の七の二第二項第一号等」を「第五条の七第二項第一号等」に改める。

第一条中「第五条の四の二第五項第一号」を「第五条の四第六項第一号」に、「第二十七条の五の二第四項第一号」を「第二十七条の五第六項第一号」に、「第三十九条の四十の二第三項第一号」を「第三十九条の四十第三項第一号」に、「第五条の七の二第二項第一号」を「第五条の七第二項第一号」に、「第二十条の二の二第二項第一号」を「第二十条の二第二項第一号」に、「第二十二条の二十三の三第二項第一号」を「第二十二条の二十四第二項第一号」に改める。

様式中「第５条の７の２第２項第１号」を「第５条の７第２項第１号」に、「第20条の２の２第２項第１号」を「第20条の２第２項第１号」に、「第22条の23の３第２項第１号」を「第22条の24第２項第１号」に、「第５条の４の２第５項第１号」を「第５条の４第６項第１号」に、「第27条の５の２第５項第１号」を「第27条の５第６項第１号」に、「第39条の40の２第３項第１号」を「第39条の40第３項第１号」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第六百四十号

次の信号符字を点滅したので、船舶法施行細則（明治三十一年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十四年五月二十九日

国土交通大臣　前田　武志

信号符字	船舶番号	船名	取消年月日
ＪＡＴＷ	129779	ふじ丸	平成24. 4. 27
ＪＨＪＯ	128471	第三十五福積丸	24. 4. 18
ＪＥ3147	133346	嘉祥丸	24. 4. 2
ＪＧ3551	119123	はたぐも	24. 4. 2
ＪＧ4236	125912	三洋丸	24. 4. 16
ＪＧ5102	133135	菱洋丸	24. 4. 9
ＪＧ5496	135864	うらが丸	24. 4. 9
ＪＨ3321	133230	新由良丸	24. 4. 20
ＪＨ3373	134366	第五十八伸光丸	24. 4. 27
ＪＩ3453	131703	双和丸	24. 4. 25
ＪＫ4968	131742	大祐丸	24. 4. 4
ＪＫ5092	132479	第八安芸津丸	24. 4. 13
ＪＫ5124	132529	蛭子丸	24. 4. 9
ＪＫ5200	133703	妙宝丸	24. 4. 5
ＪＫ5246	133709	第十八霧島丸	24. 4. 4
ＪＬ5513	129026	第八十八太心丸	24. 4. 26
ＪＬ5584	129091	天翔丸	24. 4. 16
ＪＬ5921	132911	イチキシマ	24. 4. 9
ＪＬ5983	132089	大鶴丸	24. 4. 10
ＪＬ6061	132150	菱川丸	24. 4. 5
ＪＬ6177	133920	第三天神丸	24. 4. 10
ＪＭ4959	124800	第八弥生丸	24. 4. 26
ＪＭ5495	127880	第七十八野村丸	24. 4. 10
ＪＭ5685	129510	第八昭生丸	24. 4. 18
ＪＭ5874	131301	ニューつしま	24. 4. 6
ＪＭ5910	131254	ニュー豊予	24. 4. 18
ＪＭ5942	131330	第八万洋丸	24. 4. 4
ＪＭ6226	133500	第五松丸	24. 4. 4
ＪＤ3335	141644	神奈川丸	24. 4. 20
ＪＤ3338	141649	勇宝丸	24. 4. 24
ＪＤ3339	141650	有明みらい	24. 4. 18
ＪＤ3345	141658	共備丸	24. 4. 9
ＪＤ3346	141659	第五進康丸	24. 4. 2
ＪＤ3348	141661	鯉栄丸	24. 4. 23
ＪＤ3350	141665	第三おりいぶ丸	24. 4. 9
ＪＤ3352	141667	綾音丸	24. 4. 19
ＪＤ3353	141668	第十一天神丸	24. 4. 17
ＪＤ3362	141679	幸栄丸	24. 4. 19

○国土交通省告示第六百四十一号

次の信号符字を取り消したので、船舶法施行細則（明治三十一年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十四年五月二十九日

国土交通大臣　前田　武志